

第 10 回委員会  
資料第 号

## 第55回定例委員会議事録

1. 日時 昭和31年12月28日(金)午後1時45分～5時3分

2. 出席者

宇田委員長 石川、藤岡、有沢各委員

榎原次長、佐々木局長、法貴局長、島村政策課

長、藤波管理課長、荒木調査課長、堀助成課長、

鈴木アイソトープ課長、井上調査官、

小倉、田宮、別府、杉浦、松長、伊原、川島、林

3. 議題

(1) 原子力施設について

(2) 国会提出予定法案について

(3) その他

(1)

c111-001-005

#### 4. 配布資料

- (1) 各国における障害防止関係法の現状
- (2) 国際原子力機関準備委員会に関する件
- (3) その他

#### 5. 審議、決定及び報告事項

##### (1) 障害防止法案について

法案について各省庁の意見を求め、提出された意見の内容を各省庁別に報告し、取締実施方法について審議した結果科学技術庁設置法を一部改正し、科学技術庁長官を主務大臣として所管官庁を明確にすると同時にX線に対する取締は除外することの方針決定した。なお各省庁に対しての了解を得るため委員長を中心として事情説明することも併せて決定された。

##### (2) 原子力協定について

協定問題に関する諸資料の検討結果につき現状分析を行い報告し、協定に関する交渉開始に対する方針について審議したが、米春湯川委員長出席されたときに再審議することにし決定を見送ることとした。

##### (3) 委員会移転費の予算計上について

委員会が現在建築中の砂防会館に移転する可能性の間

(2)

題について検討した結果、一応予算の追加計上をするこ  
とについて了承された。

##### (4) 委員会と、原研、公社等との打合せ会について

毎週水曜日午前中に、原子力研究所、原子燃料公社等  
と打合せ会を開くことについて諒承された。

##### (5) 1月7日に委員会開催することにし、予算の問題を中 心とすることに決定。

#### 6. 議事経過

##### (1) 障害防止法について

佐々木局長より次のような説明が行われた。

(佐々木) 法案について各省庁の意見を求め、これに関す  
る意見をまとめてから御審議願うことになっていたが、  
各省庁で相当の強い意見があったので意見調整すべく努  
力しているが、委員会の方針を伺い作業を進めたいと思  
っている。各省が問題としていることを大きく分けると  
二つある。一つは所管問題であり、もう一つは内容の問  
題である。

内容の問題については良い参考意見は得られない。文  
部省から返ってきているのは、「大学等の研究室に使用  
する場合強い規制は避けてもらいたい」というような意

(3)

見であり、厚生省からは「環境衛生に注意せよ」等で大したことはなかった。又X線を取締対象にする点について厚生省より反対意見があった。この問題点を分けずに各省別に御説明すると、労働省からは「科学技術庁所掌事務は原子力に伴う障害防止であり、労働者についての管理は労働省にある。であるから労働基準法ですべてやれると思う」との意見である。

(有沢) 労基法で。

(島村) 労働省は、療養を要するもののデータとかもっていないので参考にならないと思う。「現在まで何ら問題がなかったので労基法でやれる」ということらしい。又X線を対象とするのは潛越であるともまっている。

厚生省は「科学技術庁の専管は不当である。築事法、医療法があり、後者は施行法まで作ってあり、それで充分である。X線については、病院は是非おかねばならぬことになっており、それに対する施設の規制をもっている」と云っている。

(有沢) 施設は防止についてのことも云っているが。

(島村) 取扱いは医師に限定されているにかかわらず、医師も資格試験をとらねばならないということになると、医

師に不当な取扱いされるようなことは避けてもらいたい。公衆衛生については、生活環境汚染防止法を考えているのでこの面の仕事は厚生省に委せるとの考えが出てきている。

文部省は「教育、学術については文部大臣所管とすべきである。一般と同様に使用許可制をとるのは不当である」と云っている。

(2時55分 大臣出席)

運輸省は、所管だけの問題で、「輸送については航空法等あるので、輸送面を委せろ」と云ってきている。

建設省は「建築に関する点で消防、衛生等につき今までも摩擦が多いのでこの点考慮してもらいたい」と云っている。

通産省は意見を保留したいと云っており、農林省からはとくに取り上げるべきものはなかった。

事務局としては早期に国会にかけることにしたいのだが、それには閣議決定前に次官会議にかけることになっており、その前に法制局を通す必要もあり、法制局はその前の段階である各省連絡会で意見調整されていなければ取り上げる可能性も少い。各省との意見調整が急務で

ある

各省における仕事の内容を尊重しなければならず、既存法律等を往かすことも必要であるので、科学技術庁専管ということは無理と思うので、設置法を一部改正してもとり上げる。

この様な状況からしてどういう態度をとるべきか御決定戴きたい。科学技術庁専管ということになると、中央だけでなく、地方に出先をもたなければ徹底した防止は出来ない。事業者数333の中半数が関東地方にありこれには20名程度の監督官がいれば出来ないこともないが、農業的利用等で遠方からの申請の場合は無理ではないかとも思われる。実態的に責任を負えるかどうかもう少し先にならないとはっきりしない。又各省に任せるときっちり出来るかどうか問題でもある。各省では地方に任せるのが普通である。

予算の面も現在要求しているが、この点解明しなければ各省要求の予算の目安がつかず困ると思うので、委員会の態度を決めていただきたいと思います。

(佐々木) 法案内容から行くと、①取締対象等は何を対象とするのか。②取締基準をどうするか。③どのように実

(6)

行させるか。となるが③の点で各省と問題になっている。英国式にすれば基準制にし、裁罰をもってするということだ。

一方許可制にして、一本で取締る方法。

内

2

各省との共管、監査制度もある。監査制度の場合取消し等権限がないと出来ない。一般の認識の問題もある。労働基準法等権限があっても、やっているかどうか問題もあるので権限をもっているから充分とは言えない。基準法のようにして裁罰法にしてもこれの取締法を作らねばならない。科学技術庁専管にすれば、すっきりするが、実施面で行きがたする。総合医学研究所でやらせたらという話もあったが、-----各省では「法のたてまえからおかしい。信用して任せてもらえる面をやらせろ」と言っている。

(有沢) 各省としては、監督官が廻るといふのか。

(島村) 労働省は労働基準監督署を全国にもっており、厚生省は都道府県の保健所、衛生試験所を、それぞれ、その職員を養成して活用する。

(佐々木) 通産省は化学、繊維工業あたり事業に重きをおきすぎ取締りがないがしるになるのではないかと、鉱山保

(7)

妥の如く、鉱山局、石炭局等の別に鉱山保安局のみでや  
っているというのであればよいが、そうでないと困る。

(有沢) 基準を決め、威罰主義でやる、というまでは各省  
はよいと云う。監督の面だけでもめているというのなら、  
威罰主義をはっきり打ちだし、各省の長、大臣とか長官  
等まで罰するというにすれば、各省ともそうやらせろ  
とまで云わんと思ふ。実施の場合には必ず責任があるの  
だと云うことをはっきりさせるべきだ。

(藤岡) 有沢委員と同様意見だ。各省に、ということにな  
ると重複する面も多いと思ふ。報告だけ受けて廻るとい  
うことは難しい。権威ある人がやるようにしなければなら  
ない。放射線総合医学研究所の様なところでなければなら  
ないと思ふ。

(石川) 各省についての権限問題は後にし、先に基準を決  
めるべきである。各省問題は数らやってもだめだ。与論  
をおこしてからでないと無理と思ふ。

(藤岡) 産業会議はゆるくして呉れないと産業は伸びない  
との考えをもっており、医者側は厳重にするという意見だ。  
X線を是非対象としたいが、この理由は医師、歯科医等  
は白血球が減っているのでやりたいと思ふ件数が多いの

で無理な点があるかも知れないが……。

(佐々木) 医療用X線をはずして医療法を厳重にしてもら  
うことにした方がよいかも知れない。工業用レントゲン  
は強力放射線であり、この点ないがしろになっているか  
ら心配である。通産省には工業用X線の取締法はない。

(藤岡) X線の使用件数は？

(鈴木) 工業用X線は約2,000件、医療用X線は約18,  
000件である。

(島村) 理論闘争で解決出来れば所管問題も起らないのだ  
が。

(藤岡) 科学技術庁専管でやり、窓口は各省にまかせるこ  
うの中間案は出来ないか？

(大臣) 所管大臣は誰かということが決まらなければなら  
ない。

責任者は一本と決めた方がよい。レントゲンは入れな  
い。予算が伴うことであり、巾広くとつてもだめである。  
先ず出来るというところからとり、必要あれば来年度よ  
り増して行くという方法をとればよい。

(島村) 本来の目的という、基本に関する事は原子力  
局ですべきで末端行政は各省で行うということになって

いるので、科学技術庁専管となると、設置法の改正問題にもなる。

(佐々木) 基本ばかりでないから変えたりよいではないか。

(有沢) 未代まで編みを残すおそれがあるのでルーズな取  
締りはしないことが必要だ。

(藤岡) 科学技術庁専管でやることにしたらどうか。X線  
は改良ながら除くことにしよう。

(有沢) 工業用X線については通産省で考慮するよう要望  
したらどうか。

(石川) あとは問題ないのか。

(佐々木) 各省了解が必要であり、この点最高幹部で話し  
合っていたらどうか、その前段階として委員会で各省を呼  
んで重要性を説き納得してもらうようにする必要がある  
とも考える。

(有沢) 各省もこの間の事情を説明すれば了解するであろ  
う。

(藤岡) 湯川委員も賛成すると思う。

(佐々木) 湯川委員にこの間話した時、重要なことであり、  
将来カウンターを持って歩くというふうなことになこと  
になりわせぬかと心配して居られた。

(10)

(有沢) 将来にまたがる問題であり委員会としては慎重に  
考えなければならない。

以上で、設置法を改正し、科学技術庁専管にし、レント  
ゲンをはづし、各省了解は委員会を中心にして行うよう決  
定。

内  
3

(2) 原子力協定について

佐々木局長より次のような説明が行われた。

協定問題については各資料をとり集め現状分析をして  
みた。

1. 電力問題----最近の石炭状況から見ると将来は本年  
より400万セ増加するとの事で逼迫する。水力  
については経済面から見るとノ割位値上りする  
と思う。従来100万KWで1600億位で開発され  
たのが今後は3000億位になり、電力料金も  
12%増から今後は15~20%値上りになる予  
定である。

2. 燃料問題----国内天然ウランは差し当り4~5ton  
であるが先き行き5~6年後に大規模になると思  
う。現段階では天然ウランの輸入しなければなら

(11)

ない。

3. 科学技術者養成----留学生等を派遣したが10年位  
しなければこれらの人達は後に立たないのではな  
いか。すぐ役に立つ技術者の養成を早急にする必  
要がある

4. 情報問題 ----機密事項等があるが、雑誌等により得る  
知識は半年後位にならなければ吸収出来ない点が  
ある

以上の点より国際機関に調印したが、対策関係として  
は、動力用試験炉を考へて、100~200<sup>万</sup>KW は原子力発  
電を必要とするので30<sup>万</sup>KW 位のものを6年後位の間  
作って行く必要があり、この間技術者養成、関連産業育  
成等考へねばならない。その頃外国の方がよいというな  
らば最新のものを購入してもよいのではないか。米國に  
ついては、SGRを目的とした研究する上に必要であり  
又船用に関しても意を用うるようすべさである。5~  
6年後に動力試験炉稼動を目標とする必要があるので、  
このように考えると関連だけ頼るのは危険であると考え  
る。

CP-5型及びスイミングプールの濃縮ウラン入手も

(12)

急ぐ必要があるので通常国会にかけなければならぬ。

細目協定は条件付で1/1月通っており、免責条項等の問  
題もあるが研究協定をこの際変える必要があると思う。

交渉に入る時期としては2月中旬頃としたい。カナダの方  
も事情によっては交渉に入ってもよいと思う。外務省の  
方でも早く委員会で態度を決めてもらいたいとの態度を  
とっているので、買ふ、買はないは別として、研究協定  
の改定だけでもやりたい。

(有沢) 研究協定の改訂を行い、一般協定に入り----と云  
うことだが、資料がなければ討論も、決論もだすことが  
出来ない。長期基本計画を基本にして考へているのであ  
ろうが、技術輸入を主として考へ国内技術をおどすのは  
片手落ちと考へる。科学技術者は批評ばかりしているが、  
こうしてもらいたいとの意見を述すならばタイムリーに  
解決するように我々も考へると云っているのだが意見が  
出ない。委員会も実情把握しなければ結論は出せない。

(佐々木) 国産炉とプリアーダとの関係が不明なのでどう  
つなげるか問題はある。国産炉を製作することにより関  
連技術の培養ははかれるので来年度予算が大切なもので  
あり、所要額確保に全力をあげている。

(13)

(有沢) 我々は日本の科学技術者の意見を聞かねばならぬ。  
い。

国産天然ウラン重水型原子炉を作りその後4~5年にして日本はどの位のものを作ることが出来るのか私には分らない。

(佐々木) 国産炉を作ったと云ってもその段階だけであるので技術向上の爲には輸入炉も必要で輸入するとなれば科学技術も充分な訓練を相手方と入事交流等により受けることも出来る。

(藤岡) 局長の現状分析の話があったが長期計画は内定したが年次における計画はない。この点長期計画を再検討することになっているから来耳になったら作業を始める。研究協定を改訂することはよいと思うが、その先についての協定、一般協定等についてはタイミングの問題が微妙であり、動力協定という点で相当騒がれており、うるさい問題もあるので充分検討したいと思う。英、米、加の秘密解除の話も聞いているのでこれらの内幕が分つてから検討した方がよいと思う。

(佐々木) 研究協定改訂だけで、一般協定はどうか検討中であるというのでは話が進まないと思う。

(14)

(石川) 双務協定は2国間だけであり、相手国により夫々違う。

カナダは1962年まで米国と契約しているが、若干量であればクリスマス前に話をもってきてくれるならば日本に対しての輸出も考えると云っているのが天然ウランの入午については、1日2万kgの能力あるカナダが一番有利と考える。

英国の原子炉については地蔵コスト、2~3の技術の問題があるが、買う買わないは別として購入するようにしたらい。現段階でもいくらか見せてくれるが、入札に応じた4社が仕様書約6冊と云うような相当多量の仕様書を提出しているので協定を結べばこれらを検討することも出来ることになる。92~93%有望となれば買いたいと思う。英国側は、国民の税金で行われた事業であり、結果でもあるのだから金は払ってもらわねばならぬとはっきり云っている。

米国の方は是非知らねばならぬという点が50~60%位しか分らない。知りたいところが分らないのでは考える余地はない。駄目なら交渉中止にすればよいのだから交渉することの開始はよいと思う。交渉してどんどん突

(15)

込んだら我が方の有利な条件になる可能性は強い。

(佐々木) 事務局案を一応お話し申し上げただけで内容についても検討する必要があるので来春になって湯川委員が見えてからお考えいただくようにしたい。

尚、1月5日までに予算の改訂案を出すようにする為に休暇中に作業をする予定だが、これらについては事務局にお任せいただきたい。

以上この問題は来春に延すことに決定。

(3) 委員会移転費の予算計上について

佐々木局長より次のような説明が行われた。

民自党本部隣の砂防会館建設場を委員会で見ていただきたいとの申し入れがあった。現在の委員室がお粗末なので移転の候補としているが、燃料公社も現在遠くて不便なので砂防会館に入れたらとの話もありこれらに必要な経費を予算に追加要求しなければならないがこの点どのようにするか。

(藤岡) 会議室等とれてよいと思うが、局は一諾に移ることは出来ないか。一諾の方が便利と思う。

(島村) 原子力局まで移るということは到底考えられない。

(16)

坪ノ二万円との事。

(大臣) 大づかみに考えてOKだ。金がとれるかどうか問題だが、5日までに出さねばならないのなら一応要求したらどうだ。

以上この問題は1月5日までに予算要求書を追加提出することにした。

(4) 委員会と原研、公社等との打合せ会について

藤岡委員長より次の様な要望があり了承された。

委員会は毎週木曜日午後開催しているが原研、公社との打合せがおろそかになっているように考えられるので木曜日午前中にこれと打合せ会を行いたい。

(5) 次回委員会について

大臣より予算日程の予定を次のように説明された。

1月11日人事院ビルで合同委員会との打合せを行い13日に予算閣議を行い、19日に最終閣議をする。13日、19日がやま場と思われる。これが為に8日には委員会の意向をはっきりさせおく必要があると思われる。

(17)

以上により次回ノ月ク日午後ノ時半より予算の問題を中心  
心に、委員会を開催することに決定した。

5時3分 閉会